*

発行人・佐藤陽治

発行人: 佐藤陽治

東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ブログ http://blog.union-tg.org/ ホームページ http://www.union-tg.org/ 郵便振替 00110-8-120661

組合事務所への不当な家宅捜索を弾劾する

10月7日、警視庁公安部は、わがユニオン東京合同の事務所を不当にも捜索した。栃木県佐野警察署管内で起こった「電磁的公正証書原本不実記録同供用」被疑事件に対し宇都宮簡易裁判所が発布した捜索令状に基づくものであった。その権力の罪状は以下のとおりである。

- ① 上記被疑事件が具体的にどのような被疑事実に基づくものなのか、ユニオン東京合同との関連性を具体的に示さず、強行に押しいった。念のため令状をメモしようとしたところ、捜査員8名の多数の威力で妨害した。やむをえず何回も令状を確認し、被疑者、被疑事実、令状発布の裁判官、有効期限を頭にしっかりたたき込んだのである。
- ② 次に捜索の範囲である。ユニオン東京合同として特定できるには、デスク、その上に設置してあるラック、わざわざ「ユニオン東京合同」と記した紙片を貼り付けたロッカー引き出し2つである。それを飛び越えて、301号全部を捜索できると強弁し、これもまた多数の捜査員の威力で強行したのである。
- ③ 立会人として、その不当捜索を監視した副委員 長 M の視界の届かないところで、押収と同じ効果を 狙った不当な写真撮影を強行しようとした。猛然たる 抗議でこの権力の試みを阻止したが、市販もしている

政党の機関紙誌を押収。

以上の不当な捜索は、午後2時~4時まで執拗に続けられたが、押収品目録交付書に記載された警察官の 名前は「佐野警察書派遣警視庁公安部警部補中山」で ある。

翌日、故なくただちに令状を発布した宇都宮簡易裁判所石井清弘裁判官を電話口に直接呼び出し、被疑事件と当事務所捜索を許可する疎明資料は何なのか強く抗議し問いただしたところ「一件記録により許可した。どのような内容か言えない」と、不当な弾圧をくり返す警視庁公安部を後押しする紋切り型の答弁で、弾劾する立会人を無視して電話を切ったのである。

わがユニオン東京合同は、現在3つの分会が争議を 闘い、戦争と民営化・労組破壊攻撃に抗して闘いつづ けている。

被疑事件そのものが権力のデッチ上げそのもので あることをわれわれは反弾圧の闘いの蓄積から見抜 いている。

同時刻に、東京の5つの合同労組に同じ被疑事件として不当に捜索が強行された。

われわれは、権力の不当捜索、それにおスミつきを 与え続けている裁判所を絶対に許さない。不当弾圧を 怒りのバネにこれらの合同労組とも共同して猛然と 反撃することを宣言するものである。

団交さなか、「帰りの電車の時間」だからと私的な理由で途中退席する理事やら、職場の状況を知りもしないで法人側「発言の95%」も独占する弁護士やら。

【育成会分会闘争】

職場復帰闘争報告 9月1日

職場で労働災害を被災し療養中の児島組合員が復職に向けて始動開始!

08年2月に業務中にひどい腰痛を被災し、08年4月には出勤できなくなった児島さんは、09年1月から職場復帰に向けての少しづつ準備をしてきましたが、09年2・3月に法人の「雇用契約終了の予告通知」で不当な雇い止め・解雇攻撃を受けながらも、それを撤回させ雇用継続をさせました。しかし心身ともに疲労を蓄積させて体調を崩していました。

その後の療養・リハビリにより体調を整えながら、 9月1日に労災の第8号書類に法人の印を求め、また 近況報告も含めて再び職場に行きました。

藤村事務局長にようやく体調のことや、生活のこと、 復職に向けての相談とさまざまな話で1時間ぐらい かかりました。現在の職場は児島さんが療養している 時に入った職員さん(人材派遣さん含む)が多く、ま た労災が起きたことさえ、法人は伏せています。これ から月1回は、職場に登場します。

全日本育成会は、未だ「法人に労災の責任もないし、 謝罪もしない」と社会的な責任のあることも忘れて、 無責任なことを言っています。

法人は労災を起こした責任を認識し、児島さんの職場復帰を進めることに前向きに取り組め!・・と、育成会分会は言い続けていきます。

不誠実団交弾劾闘争 9月17日

団交開催要求書への回答と、組合の抗議書に対する 法人反論書届きました。

前回8月20日の労使交渉をまたも、妨害しておきながら、その責任を組合のせいにして「組合が謝罪しないと団交をしない」と言ってきました。自分たちが使用者として正常な労使交渉もしないで、職場の状況を知りもしない弁護士が法人側発言の95%もしゃべり、団交のためにわざわざ関西などから来て出席し

ている理事たちは、議題について口を閉ざし、また「帰りの電車の時間だから」と私的な理由で途中退席する 状況で、労使交渉をなんだと思っているのでしょうか。

そもそも私たちは、そんな遠方からの、出席の意味 のない理事の出席を求めていません。理事長と常務理 事の出席を求めているのです。

争議以前は、それでも全日本育成会で、労使で話し合い問題を解決することができていました。今の理事、役員たちは現場で話し合いもなく、弁護士の導入で労働者を抑えつけたいと思っているらしく、これでは何も問題解決にはなりません。

問題を生みだしているのは使用者で、使用者が暴走 しています。組合は、「ルールなき職場支配」を打ち 破っていきます。

注意書乱発粉砕闘争報告 9月18日

6月からはじまった使用者による「注意書」攻撃について、ずっと問題にして使用者に文書を出してきましたが、9月18日に副島理事長、大久保常務理事、松井副理事長が出席して、注意書とは何かについて説明をするという場を作ることになりました。これは私たちが何回も注意書に対する文書を出して納得がいかないことを訴えて、実現したことです。

6月16日付で出されたものについて、事実誤認が あり、内容に異議があることを再三言ってきて、3か 月。ようやくその場を作らせました。

まず、この「注意書」の説明ですが、①就業規則や 規程にもない、②「人事権、裁量権」で出したという のです。③「個人の文書でなく、法人としての文書」 だが、 ④「懲戒などではなく、ただ注意しただけ、 口で言うより、間違えないように丁寧にした」という 説明でした。

就業規則や規程にないことをしたら、それはすべて 無効です。これは飯島前事務局長の解職撤回の労働審 判でも明らかです。就業規則にない手続きで解職をし たことで、裁判所は無効であることを示しました。

この注意書における「人事権」とはどんな権利なの

でしょうか。また「裁量権」ということは、なんなのか。就業規則、規程によらない人事権、裁量権とは「治外法権」に等しく、それは使用者の権限乱用です。また「裁量」という言葉と「権利」という言葉をつなげているようですが、裁量という「幅」を示すならば、理事長の事務処理規程において、理事長は何についての裁量があるのか示す必要があります。それを職員に示さずに注意書を発行したことは理事長の職務違反です。こんなことを許すわけにはいきません。

法人としての文書であれば、根拠が必要です。また、 法人として、どういう根拠で本人が勤務しているのに 手渡さずに配達証明で送りつけたのでしょうか。理由 を示してほしいものです。

なぜ、事実の調査・確認もなくいきなり文書を出すことができたのでしょうか。事実誤認を一貫して訴えています。全くの冤罪です。一方的にデッチ上げをし、注意する理由もなかったのに誤った注意書を発行した、という事実は消えません。

この様に、労働者敵視のためなら、なんでもしていいという判断で副島理事長、大久保常務理事が冤罪を発生させたことや、労災に関する責任の放棄も、育成会の歴史から、この事実を消せないのです。組合は育成会の変質を許さず、また労働者・仲間のためにも、続けて法人に反撃していきます。

9月29日 良品計画 社前



解雇撤回と謝罪の早期解決を

【教育と探求社分会から】

みなさん、こんにちは。教育と探求社分会です。 私たちは、今年2月に宮地社長が行った全社員に対 する悪質な退職強要についての謝罪及び解雇撤回、 そして未払い給与と未払い残業代の支払いを含め た早期解決に向けて、一丸となって闘っています。

7月下旬にユニオン東京合同へ加入してさっそく7月22日に六本木ヒルズ前で情宣をしましたが、8月には団体交渉と情宣をそれぞれ2回行い、9月には団体交渉を1回、教育と探求社での社前情宣を2回、同社の取引先企業3社への社前情宣、メールによる関係者への告知など、より多くの活動を行いました。今回は直近1ヶ月の活動の様子をお伝えします。

■9月4日 社前情宣

宮地社長に対して、私たちの本気の怒りをみせ、 9月2日までに要求するも提出のない書面による 回答を求めるべく、その怒りを表現した赤いベレー 帽とアーミールックといった出で立ちで情宣を行 いました。

この日は時間帯を夕刻に移しての実施でしたが 道往く人の数はこれまでより多く、カラー印刷の訴 求効果も相まって、あっという間に100枚のビラ を撒くことができました。

■ 9月8日 団体交渉

9月8日、3回目の団体交渉が、社内会議室での開催要求が無視されたまま前回と同じ近隣の貸し会議室にて行われました。参加者は、分会員7名、UTG4名、教育と探求社は、宮地社長、辻顧問弁護士、社外取締役の3名、総勢14名で行われました。

宮地社長は、相変わらず退職強要の事実を一切認めず、自分の判断に非がないことを主張。こちらからの抗議や前回の団交での事実を歪曲した自身の言動に対する分会員の意見をニヤニヤしながら聞

くなどその態度は非常に不誠実なものでした。また、前回団交に引き続いての分会員から宮地社長への質問に対しても、終始個人的で感情的な回答ばかりを述べ連ねるばかりか、辻弁護士までもが「うるさいよー!」と立ち上がって声を荒げるなど、建設的な話し合いにならず正常な交渉が続けられないような有様でした。そんな状態のなか、冷静さを失った宮地社長は、全員を退職させた理由として、「自分を仲間外れにした」「自分の命令を聞かずにミーティングをボイコットしたのは許せない」「自分一人を除け者にしてメールをやり取りしている社員は信頼できない」という、あまりにも身勝手で感情的な判断によるものであったことを暴露。更には"特に信頼のなかった社員"を名指しで批判するまでに及びました。

また、辻弁護士は、退職強要の認識について宮地 社長に訊ねた際、その認識に明らかに不足があるに も関わらずそれを援護するなど、自身の労使問題に 対する知識の無さを露呈していました。

最後に、建設的で有効な論議をするためにも、争議解決要求への書面による回答の提示を再度強く要求して終了しました。この日の団交では、宮地社長はいよいよ苦しい状況に追い詰められているという手応えがはっきりと感じられるものとなりました。

■9月17日 社前情宣

9月8日の団交の場において感情論ばかりを繰り返し、冷静さ、客観性、論理性を著しく欠いた宮地社長に対し、終結に向けての思いを込め、終息と鎮魂を表すブルーをテーマカラーに、背中に天使と悪魔の羽根をつけ、窓越しに見える宮地社長に向かって一刻も早い解決を強く訴えました。



■9月24日 メールでの関係者への告知

宮地社長に不当に連絡を禁じられていた、かつて の取引先企業の担当者や学校の先生など、お世話に なった方々へ、ご挨拶とこれまでの経緯をまとめた 文書をそれぞれがメールで送信しました。

突然居なくなった私たちを心配してくださっていた多くのみなさまから温かい応援をいただくとともに、宮地社長へ直接進言してくださる先生もいらっしゃるなど、とても大きな反響がありました。

■9月27日 御茶ノ水駅前情官

駅前を道往く人に広く私たちの状況を訴えました。

■ 9月28日 日本経済新聞社·日立製作所 情宣

■ 9月29日 良品計画 情宣

9月28・29日の2日間で、教育と探求社の取引先であり特に関係の深い3社に対し、協力要請のための社前情宣を実施しました。この情宣では、私たちは主張をするのではなくマナーを持って教育と探求社の現状を正しく伝えたいと考え、白いシャツと黒いパンツ姿に企業ごとに選んだテーマカラーのリボンを身に付け、スピーチとビラでメッセージを伝えました。

良品計画では、情宣の途中で「直接話しを伺います」というコンタクトがあり、急遽社内の会議室で担当部署の部長と担当者と分会員全員での会談が行われるという展開となりました。このことは、後日、良品計画の社長が宮地社長を呼び出すという、直接的で大きな効果が生まれました。

このことは、先のメール告知による影響と併せて 大きな成果となって現れるものと思います。この直 後の10月1日に行われた団体交渉では、宮地社長 が既に追い込まれているということが如実に現れ ていました。詳しい様子については次号お伝えさせ ていただきます。また、ご好評いただいております ブログやサイトも随時更新しておりますので、ご覧 いただければと思います。

> ブログ: http://eduqunion.exbiog.jp/ ウェブサイト: http://www.eduq-union.com/

12/24 に行訴の東京地裁判決

【ブリタニカ分会闘争】

9月28日午後1時20分ブリタニカ行訴の最終意見陳述が行われた。裁判長は悪名高い渡辺弘。 「あの裁判長だったら諦めなさい」といわれる人物だ。

最終意見陳述といっても、9月24日までに双方から最終意見陳述書が提出されたことが、法廷で確認されて、判決日が申し渡されて、それで終わりという、ものの5分もたたないうちに終わる。かつては証人が多く採用されて、双方の主尋問、反対尋問が行われていたものだ。しかし、司法改革後、それはほとんど無くなった。

ブリタニカ行訴の場合も、被解雇者の佐藤組合員と、佐藤委員長の証人採用を要求したが、それも棄却された。そこで組合側は粘って、たった5分間だが、佐藤委員長の発言を認めさせた。委員長は、組合側最終意見陳述書を補強するものとして、3点にわたって意見を陳述した。

第1点、ブリタニカの奥井社長の証人採用を拒否 した裁判所を糾弾した。

奥井社長だけがシカゴ本社と日本ブリタニカの 事業閉鎖、340名全員解雇の交渉を行ったが、その交渉内容が、日本ブリタニカ会社説明会、団体交渉、都労委審問、中労委審問でも一切明らかにされていない。日本ブリタニカの事業閉鎖、340名全員解雇という本件争議の最重要な証拠が明らかにされていない。

奥井社長だけがシカゴとの交渉内容を証言できるただ1人の証人であるにもかかわらず、証人採用を拒否したことは、本件争議の本質を闇のままに放置することになり、証拠なき裁判が行われようとしている、と糾弾した。

第2点、中労委の奥井証人採用決定もみ消しの事 実。

組合は、都労委審問、中労委審問でも奥井社長の 証人喚問を要求して却下されたが、中労委において は、奥井証人が一旦決められ、出廷要求がなされた 事実がある。しかし、会社側から出廷拒否されると 中労委は、証人採用を決めた事実まで否定したことを再度強調した。

第3点、労働委員会の申し立て期間が1年以内と、 ほとんど機械的に行われることについて。

本件争議の場合、奥井社長も含めて全員解雇だと 力説されていた。しかし実際には、奥井社長、他に 2名が解雇されるどころか、業務移管して存続した ブリタニカ・ジャパンに雇用されていることが後日 判明した。その時点から争議が始まったのであり、 それからすれば1年間という期間を過ぎてなく、ま た「機械的に1年間」を当てはめるべきではないと 主張した。渡辺裁判長は「ふん」とした顔で聞いて いたが、判決日は本年度のどん詰まり、12月24 日と申し渡した。

裁判員制度はやっぱいいらない! 10・2全国集会

集会は10月2日東京四谷区民ホールで開かれた。会場には全国から裁判員制度はいらない運動を 進めてきた人たちが大勢参加して、会場はほとんど 満席になった。

初めに、事務局の弁護士により、これまで行われた裁判員制度の実情を示すレポートが詳細に示された。つづいて、のぼり、旗などをかかげて演壇に勢ぞろいした各地の報告者が、それぞれ発言した。

パネルディスカッションでは、高山俊吉弁護士の たくみな司会で、弁護士代表、町内会の代表、市民 運動家、組合活動家よりそれぞれの活動の実情が明 らかにされ、運動が街の隅々に浸透しつつあること が示された。

最後に呼びかけ人の高山俊吉弁護士が、方針を明 らかに示して集会は終わった。

集会宣言は以下の声明を採択した。

- ①裁判員制度は冤罪を生む
- ②裁判官の独立を侵害し、公平な裁判所の裁判を受ける権利を侵害する
- ③裁判員制度は国民に不当な義務を課す 裁判員制度は一日も早く廃止されなければならない。

第9回 例会·学習会報告

9月17日この日の例会は「ここまできた韓国労働 運動との連帯―何がソウル本部と動労千葉を結び つけたか」をテーマに、動労千葉国際連帯委員の広 沢こう志さんの報告を学んだ。

広沢さんは、韓国民主労総は1995年に結成され、65万人の組合員を組織する韓国最大のナショナルセンターであり、新自由主義の労組破壊攻撃と闘っていると報告した。

この民主労総の本部が動労千葉をはじめ、日本の 闘いに注目したのは、長期にわたる闘いの継続「こ んなになぜ長く闘い続けるのか」であった。国鉄1 0 4 7 名解雇撤回闘争、三里塚空港反対闘争、全金 本山の闘い、星野文昭さんの闘いなどが長期にわた って闘われており、「どうやって解雇者を支えてい るのか、どうやって団結を組織しているのか」とい う点に注目したのが、始まりだったと報告した。こ の団結の拡大の総括として、今春の韓国双龍 (サンョン) 自動車ストの闘いと、動労千葉のストの闘いの現象的 結果を比較して、双龍自動車の場合には家族・地域社 会の破壊、相次ぐ自殺などがあり、他方、あらかじ め敵の攻撃の本質を見抜き、家族、地域社会に対し て闘いの意義、目標を明らかにして味方につけ、闘 った動労千葉の場合と際立った違いを見せている という報告をした。そして、「労働者は、それぞれ の国のばらばらな組織ではなく、国境を越えたひと つの組織を作り、労働者解放を勝ち取ろう」(20 08年8・15集会にてソウル本部イ.ジェヨン当 時本部長の発言)でくくり、11月1日労働者集会 に結集しようと結んだ。

質疑は多岐に渡り、活発な意見交換となった



第34回全都反弾圧集会・デモを

勝ち取る!

9月12日。今年の反弾圧闘争は、渋谷区にある 千駄ヶ谷区民会館で集会が開かれた後、宮下公園ま でデモ行進が勝ち取られた。ユニオン東京合同も参 加団体として加わり、約120団体が参加した。

今年の刑事弾圧は、被逮捕者が90名、うち起訴者30名と、2000年以来の水準となった。法政大学、早大、富山大の情宣活動に対する弾圧と、福岡の障害者作業所の運営をめぐる、行政の介護費用を搾取したとしての弾圧。

文書弾圧では、住民登録に関する電磁的公正証本 不実記載・同供用と、免許証の住所をめぐる免許証 不実記載で5名が逮捕された。

労働運動では、全日建関西生コン支部で2名が令 状逮捕された。

民事弾圧では、仮処分、間接強制・損賠攻撃が激化している。法政大学では、学生の闘いに初めて間接強制攻撃がかけられた。また、旭ダイヤ闘争をめぐっては、合計1億4千万円を超える損賠攻撃がかけられるという歴史的攻撃がおきている。

労働委員会では、都労委の不当命令をそのまま引き継ぐ中労委命令が続出している。

また大衆闘争の集会場として親しまれてきた渋谷宮下公園がスポーツ用品メーカーのナイキ公園とする計画が間近に迫っている。野宿労働者を排除すると同時に、労働運動、市民運動から集会場を奪う攻撃でもある。これも労働運動潰しの一環である。

定期組合大会開催のお知らせ

日時: 2009年12月23日(水)
会場: (追ってお知らせします)

3. 議題(予定)

① たたかいの総括 ② 内外情勢 ③ 会計報告・会計監査 ④ 役員選挙 ⑤ 組合規約改正 ⑥ たたかいの方針 ⑦ その他

なお、大会終了後、交流会を行います。

共謀罪反対闘争勝利!

10・10集会を勝ち取る!

共謀罪反対闘争勝利!報告集会が、10月10日 午後6時半から飯田橋仕事センターで、破防法、組 対法に反対する共同行動主催により開催された。と もに共謀罪反対闘争を闘い続けてきた労働者、学生 など約80名が参加した。

この集会では、初めての試みとして、ほぼ10年間の共謀罪廃案に向けた闘いの軌跡を、闘いの現場の映像を映し出して、事務局のメンバーがそれぞれの場面をコメントする方式で紹介された。

国会前での闘争、何回も開催された集会、デモ、 街頭情宣、共謀罪を批判する新聞や、テレビの映像、 ハンスト姿などが次々と映し出された。

続いて事務局から基調が報告された。報告では、約10年間にわたって闘い続けてきた「現代の治安維持法」廃案に向けた闘いに勝利したと、まず宣言された。国会に共謀罪法案が上程されてからだけでも6年半の闘いのなかで、今年8月に3度目の廃案を勝ち取るとともに、自民党が崩壊し、法案を提出した法務省の中にも共謀罪を推進した幹部が転出したことにより、共謀罪を再提出する体制がなくなった。現与党は、共謀罪に反対しているので、このまま再提出することはあり得ない。近代刑法を根底からくつがえす共謀罪を廃案にするという、治安法に対する勝利は、歴史的快挙であり、共に闘った全ての仲間の勝利である。

共謀罪闘争は、1999年に国連で共謀罪を含む 国際的組織犯罪の条約審議を行っている最中から 開始されていた。この闘争の立ち上がりの早さが勝 利の礎となった。

共謀罪反対闘争は、小泉、安部、福田、麻生内閣との闘いで、15国会を闘い、2007年以降はほとんど棚ざらし状態に追い込んだ。国会の院内、国会前での闘い、大衆的な運動、署名活動、議員オルグなど、さまざまな大衆的闘いを間断なく、暑くても寒くても、雨が降ろうが、台風が来ようが、現場での原則的闘いを続けてきた勝利であった。

鳩山民主党政権は、安保、防衛政策、労働政策な

どの政策は自民党と変わらず危険だ。新政権のもとで国家公安委員長に就任した中井は最悪の人物であり、早くも囮捜査、覆面捜査、司法取引などの導入を打ち出している。

しかし民主党は、反テロ法、サイバー、強制執行妨害罪などを共謀罪と分割して法案化する可能性がある。また、司法改革に賛成であり、監視とはたらきかけと反対闘争が重要であると報告した。

フリートークでは、共に闘った山下幸夫弁護士、 表現者、精神科の岡田さん、都教委包囲ネットの労働者、法政大学の学生、裁判員制度反対運動の武内 弁護士、横田、迎賓館弾圧被告、港合同の労働者な どが発言した。

最後に足立昌勝関東学院大学教授がまとめを行い、ダーティな捜査手法の導入を策謀する中井国家 公安委員長就任を許さない声明を採択して集会を 終えた。

◆◆UTG からのお知らせ◆◆

★ ユニオン東京合同 第 10 回公開学習会 「ここまで来たアメリカ労働運動との連帯 I

提 起:ユニオン東京合同特別執行委員

日 時: 10月16日(金)19時~21時、会場:組合

11-1全国労働者総決起集会

日時: 11月1日(日)正午開会

集会後デモ

会場: 東京·日比谷野外音楽堂

主催: 全日本建設運輸連帯労働組合

関西地区生コン支部

: 全国金属機械労働組合港合同

: 国鉄千葉動力車労働組合

★ ユニオン東京合同 第 11 回公開学習会 (仮題)「就業規則不利益変更の諸問題」 提 起:山本志都弁護士

日 時: 11月19日(木)19時~21時、会場:未定

	9月、10月 組合活動日誌					
月	日		活動内容			
	11	金	ワーカーズアクション中部・会議			
	12	土	第34回全都反弾圧集会・デモ			
	14	月	ブリタニカ社前情宣、反住基ネット集会			
	15	火	機械工業新聞番町ハイム情宣			
	17	木	育成会分会準備書面·証人申請書提			
			出、教育と探求社分会社前情宣、9月			
			組合例会·学習会			
	18	金	明大生協労組集会・デモ			
	23	水	山田書院労組千葉情宣			
9	24	木	ス労自主品川本社情宣			
	25	金	教育社労組社長宅情宣			
	27	日	ワーカーズアクション中部情宣			
	28	月	教育と探求社分会日経新聞社・日立製			
			作所前情宣、日本ブリタニカ行訴公判			
			最終意見陳述			
	29	火	教育と探求社分会良品計画前情宣、育			
			成会分会ビル前情宣			
	30	水	南部ユニオン定期大会、品川臨職30			
			年闘争			
	1	木	教育と探求社分会第4回団交			
			組合3役会議、育成会分会職場闘争委			
	2	金	員会、裁判員制度はやっぱりいらな			
10			い!全国集会			
	3	±	1047名解雇撤回、道州制・民営化阻			
			止!東京集会			
	9	金	争団連総決起集会			

			今後のスケジュール
			育成会分会会議、共謀罪反対闘争勝
10	10	土	利!報告集会、ス労自主結成27周年集
			会
	11	日	三里塚現地闘争集会
	16	金	組合例会・学習会「ここまできたアメリカ
			労働運動との連帯」
	22	木	争団連統一行動

	23	金	ス労自主品川本社情宣
	24	土	狭山集会
	30	金	自立支援法反対全国集会
11	1	日	労働者総決起集会
	2	月	育成会分会都労委調査、定期執行委員会
	4	水	育成会分会職場闘争委員会
	10	火	育成会分会会議

◆◇編集後記◇◆:

◇アメリカのオバマ大統領が、ノーベル平和賞だそうで、本当にびっくりです。平和につながる何をしたというのでしょうか。辞退することもできただろうに、実績もなくぬけぬけと受けつもりになっているのは、時間の経過とともに受賞から遠のいていくことになる現実の進行という予感があるからでしょうね。平和をもたらす自信があるなら、いったんは辞退して、みるべき成果をあげたのちに、おもむろに受け取るところでしょう。

◆日本の民主党もまた時間の経過とともに期待 がしぼんでいくのは、風船の気体のようなもの かも。いつ風船の灯火(ともしび)となるか、 **闘華**も注目。

◇民主党政権になって、いろいろな事業の見直 している関係か、求人も少なく求人募集の金額 が少なくなってきた感じを受けます。みんなが どうなるかわからなくて不安になるやり方は労 働者階級の願いとは隔絶しているような気がし ます。

◆民主党こそ、労働者のための世の中を創るに はムダな存在。こんな民衆決起を抑えるダム的 存在を決壊させよう。

◇9月27日のワーカーズアクション中部の街 宣はおもしろかったです。後から妨害に来た右 翼の話をマヂカに聞いたのは初めて。労働者の 仕事や生活と関係ない、荒唐・無稽な話ばかり。 ところで「日本が戦争に勝った」って言うのは いつのことを言ってるの?

◆日本が戦争に勝ったって?・・マジかよ。も う少し史実に基づいた**高等**な話はできないのか って余計に腹が立ってきた。

(♦Rin & ♦Fight)